

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		都市公園の占用の許可
根拠条例・規則等名		都市公園法、さいたま市都市公園条例
条 項		法第 6 条、条例第 9 条
所 管 部 課		都市局 みどり公園推進部 北部公園整備課 南部公園整備課
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	都市公園法第 6 条及び、さいたま市都市公園条例第 9 条に則って事務を行っている。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (申請物件ごとに規模や構造等が違うため標準処理期間を設定することは困難)
	設定等年月日	
備 考		